

上越市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 4 日提出

上越市教育委員会教育長 早 川 義 裕

上越市教育委員会規則第 6 号

上越市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

上越市立公民館条例施行規則（平成 1 9 年上越市教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「物品を」の次に「販売し、若しくは」を加え、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。